

## 申請についてのご注意

### 1. 本人に代わって代理の方が申請する場合（代理申請）

申請書のうち3か所（P2～P3記入例「申請者本人が記入してください」の部分）は、必ず申請者ご本人が記入してください。申請者本人と代理人の両方の本人確認書類（原本）が必要です。また、受け取りは必ずご本人がお越しください。居所申請（下記参照。海外からの一時帰国者の申請も含む）、有効期間内の旅券を紛失・焼失した場合、「刑罰等関係」欄に該当項目がある場合は、代理申請はできません。  
→詳しくはリーフレット「代理申請をされる方へ」をご覧ください。

### 2. 香川県以外に住民登録をしている方が申請する場合（居所申請）

学生や単身赴任などの理由により香川県に居住事実がある場合は、香川県内に住民登録をしていなくても、香川県で申請できる場合があります。事前にパスポートセンターまでお問い合わせのうえ、必ずご本人が申請にお越しください。  
→詳しくはリーフレット「香川県以外に住民登録をしている方へ」をご覧ください。  
（香川県に住民登録をしていて他の都道府県に居住している方は、居住地の都道府県の旅券窓口にお問い合わせください。）

### 3. 申請者が未成年の場合又は申請者が成年で成年後見人が選任されている場合

申請書裏面の「法定代理人署名」欄に、申請者が未成年の場合は親権者(父又は母)や未成年後見人等の法定代理人が、申請者が成年で成年後見人が選任されている場合には成年後見人が署名してください。  
親権者又は後見人が遠隔地にて、申請書に署名ができない場合は、代わりに「旅券申請同意書」（用紙はパスポートセンター窓口及びホームページから入手できます）を併せて提出してください。（同意書が入っていた封筒もお持ちください。）

### 4. 有効期間内の旅券を紛失・焼失している場合

紛失・焼失をした旨の届出書が併せて必要となります。事前にパスポートセンターまでお問い合わせのうえ、必ずご本人がパスポートセンターへお越しください。県民センターでは受付ができませんのでご注意ください。この届出をすることにより、紛失・焼失したパスポートは失効し、後から見つかっても使用できません。（旅券の申請から受領までの日数は通常の申請よりも長くなります。）

### 5. 「刑罰等関係」欄に該当する項目がある場合

申請書表面の「刑罰等関係」欄で、1項目でも「はい」に該当する場合は、事前にパスポートセンターまでお問い合わせのうえ、必ずご本人がパスポートセンターへお越しください。県民センターでは受付ができませんのでご注意ください。  
また、旅券発給可否の審査に1～2か月程度を要しますので、余裕を持ってご相談ください。

## 旅券の受領のご案内

年齢に関係なく必ずご本人がお越しください。申請の際にお渡しした「旅券申請受理票」「返納する旅券」（申請時に有効な旅券をお持ちの場合）をご持参ください。

**手数料** 印紙・証紙はパスポートセンターや各県民センターがある合同庁舎でご購入いただけます。  
※年齢は「年齢計算に関する法律」により、誕生日の前日に1歳加算されます。

種類	収入印紙	香川県証紙	合計
10年旅券(申請日現在18歳以上)	14,000円	2,000円	16,000円
5年旅券(申請日現在12歳以上)	9,000円	2,000円	11,000円
5年旅券(申請日現在12歳未満)	4,000円	2,000円	6,000円

**【注意】** 令和5年3月27日以降に旅券を申請し、受取期限までに旅券を受け取らず、その旅券が失効し、失効した日から5年以内に再度旅券の申請をする場合は下記の手数料となります。

種類	収入印紙	香川県証紙	合計
10年旅券(申請日現在18歳以上)	18,000円	4,000円	22,000円
5年旅券(申請日現在12歳以上)	13,000円	4,000円	17,000円
5年旅券(申請日現在12歳未満)	8,000円	4,000円	12,000円

### 旅券の申請から受領までの日数

（土日、祝日、休日及び年末年始12/29～1/3を除く）

- パスポートセンターでの申請・受領  
申請日含め5日目以降  
（日曜申請の場合は6日目以降）
- 県民センターでの申請・受領  
申請日含め6日目以降

## 旅券窓口のご案内

※祝日・休日・年末年始（12/29～1/3）はお休みです。

**香川県パスポートセンター**

高松シンボルタワー（タワー棟2F）  
JR高松駅  
高松港  
琴電高松築港駅

●申請・受領……月～木曜日 9:00～18:00  
金曜日 9:00～19:00  
日曜日 9:00～17:00  
（ただし第3土曜日の翌日の日曜日を除く）  
※年末年始・第3土曜日の翌日の日曜日を除き、祝日・休日と重なる日曜日は開所していません。  
（住所 高松市サンポート2-1）  
（電話 087-825-5111代）

**東讃県民センター（大川合同庁舎）**

津田郵便局  
津田診療所  
大川合同庁舎  
JR高徳線  
JR津田駅

●申請……火曜日 10:00～15:00  
●受領……月～金曜日 8:30～17:00  
（住所 さぬき市津田町津田930-2）  
（電話 0879-42-1370）

**小豆県民センター（小豆合同庁舎北館）**

土庄町役場  
JA小豆島支店  
土洲海峡  
至土庄港  
至小豆島町  
小豆合同庁舎  
国道436号

●申請……火曜日 10:00～15:00  
●受領……月～金曜日 8:30～17:00  
（住所 小豆郡土庄町洲崎甲2079-5）  
（電話 0879-62-2266）

**中讃県民センター（仲多度合同庁舎）**

JR善通寺駅  
仲多度合同庁舎  
JR土讃線  
尽誠学園

●申請……水曜日 10:00～15:00  
●受領……月～金曜日 8:30～17:00  
（住所 善通寺市生野本町1-1-12）  
（電話 0877-62-9610）

**西讃県民センター（三豊合同庁舎）**

郵便局  
NTT  
観音寺総合高校  
観音寺市役所  
三豊合同庁舎  
一の谷川  
県道観音寺善通寺線  
明治橋  
JR観音寺駅  
JR予讃線

●申請……木曜日 10:00～15:00  
●受領……月～金曜日 8:30～17:00  
（住所 観音寺市坂本町7-3-18）  
（電話 0875-25-5200）

## 旅券(パスポート)申請のご案内

(2023.3.27)

- ・初めて旅券を申請する方、有効期限が切れた旅券を持っている方（新規）
  - ・持っている旅券の有効期間が残り1年未満になった方（切替新規）
  - ・持っている旅券の氏名、本籍都道府県名に変更があった方（訂正新規）
- など

●香川県で旅券申請ができる方は、香川県内に住民登録をしている方です。  
なお、学生、単身赴任等で住民登録が他都道府県であっても香川県内に居住事実がある場合は申請できる場合がありますので、パスポートセンターまでお問合せください。（P4 2. 居所申請参照）

### <問い合わせ先>

香川県パスポートセンター

電話 087-825-5111

ホームページ

https://www.pref.kagawa.lg.jp/kokusai/passport/kfvn.html



## 申請に必要な書類

- ・申請時に有効期間中の旅券を持っている場合、新しい旅券に残りの有効期間は引き継がれません。
- ・旅券番号は、旅券発給のたびに変わります。



<p><b>1 一般旅券発給申請書 1通</b> ※折り曲げないでください。</p>	<p>●18歳以上の方：10年用又は5年用を選択することができます。 ●18歳未満の方：5年用のみです。 ※P2～P3に記入例があります。</p>											
<p><b>2 戸籍謄本 1通</b> ※提出日前6か月以内に作成されたもの （戸籍抄本、改製原戸籍は不可）</p>	<p>○有効な旅券をお持ちの方で、氏名・本籍地の都道府県名に変更がない場合は、提出を省略できます。（未成年者の場合、親権確認等のため省略できない場合があります。） ※戸籍謄本が不要な方も、一般旅券発給申請書には本籍を番地まで記入する必要があります。 ○有効な旅券をお持ちの方でも、氏名・本籍地の都道府県名に変更がある場合は、変更の経緯がわかる戸籍謄本を提出してください。 ○同一戸籍の家族が同時に申請する場合は、戸籍謄本1通で共用できます。</p>											
<p><b>3 写真 1枚</b> （単位：mm）</p> <p>（たて45mm、よこ35mm、ふちなし） （写真サイズを確認しますので、申請書に貼らずにお持ちください）</p>	<p>○写真の規格は、渡航先での出入国審査がスムーズに行えるよう、国際基準に従い定められています。提出された写真が旅券に転写されますので、必ず下記の規格を満たすものをお持ちください。規格外の写真は受付できません。</p> <p>①申請者本人のみを撮影したもの ②提出日前の6か月以内に撮影したもの ③正面を向いており、無帽、無背景のもの ④左図の各寸法を満たすもの ⑤カラーでも白黒でも可</p> <p>&lt;注意&gt; ・鮮明なもの（焦点が合っていること） ・明るさやコントラストが適切なもの ・影のないもの ・背景と人物の境目がわかりにくいもの ・眼鏡のレンズに光が反射していないもの、フレームが目にかかっていないもの ・平常の顔貌と著しく異なるもの（例：口を開き歯が必要以上に見えているものは不可） ・前髪、イヤリングなどにより、目などの顔の器官や輪郭が隠れていないこと ・ヘアバンドなどで髪を覆っていないもの ・変色していないもの、傷や汚れのないもの ・デジタル写真の場合、ジャギー（階段状のギザギザ模様）がないもの、また、写真専用紙等を使用し、画質が適切なもの ・カラーコンタクトレンズを装着していないもの ・背景色が均一であるもの（グラデーション（濃淡）が入っているものは不可）</p>											
<p><b>4 本人確認書類 1点又は2点</b></p> <p>○必ず有効な原本をお持ちください。コピーでは受付できません。</p> <p>○本人確認書類の内容（氏名・読み方・現住所）などは住民票などの記載と一致している必要があります。</p> <p>○代理申請（P4参照）の場合は、申請者と代理人の両方の本人確認書類（原本）が必要です。</p>	<p>●次のものは1点</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>日本国旅券（有効期間内又は失効後6か月以内） 運転免許証 船員手帳 猟銃・空気銃所持許可証 無線従事者免許証 官公庁職員身分証明書（写真付）</td> <td>個人番号カード（マイナンバーカード） 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの） 海技免状 小型船舶操縦免許証 電気工事士免状 住民基本台帳カード（写真付） 身体障害者手帳（ラミネート加工等写真貼り替え防止措置のあるもの）</td> </tr> </tbody> </table> <p>●次のものは2点（B+B）又は（B+C）</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>B</td> <td>健康保険証 共済組合員証 年金手帳又は証書 印鑑登録証明書（提出日前6か月以内に作成されたもの）及び登録印</td> <td>国民健康保険証 後期高齢者医療被保険者証 基礎年金番号通知書</td> <td>船員保険証 介護保険証</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>会社の身分証明書（写真付） 学生証又は生徒手帳（写真付） 身体障害者手帳（写真貼り替え防止措置のないもの）</td> <td>公の機関発行の資格証明書（写真付） 在学証明書 日本国旅券（失効後6か月を経過したもの）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※小学生以下の申請者の場合は、保険証1点と親権者の本人確認書類で申請可能です。</p>	A	日本国旅券（有効期間内又は失効後6か月以内） 運転免許証 船員手帳 猟銃・空気銃所持許可証 無線従事者免許証 官公庁職員身分証明書（写真付）	個人番号カード（マイナンバーカード） 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの） 海技免状 小型船舶操縦免許証 電気工事士免状 住民基本台帳カード（写真付） 身体障害者手帳（ラミネート加工等写真貼り替え防止措置のあるもの）	B	健康保険証 共済組合員証 年金手帳又は証書 印鑑登録証明書（提出日前6か月以内に作成されたもの）及び登録印	国民健康保険証 後期高齢者医療被保険者証 基礎年金番号通知書	船員保険証 介護保険証	C	会社の身分証明書（写真付） 学生証又は生徒手帳（写真付） 身体障害者手帳（写真貼り替え防止措置のないもの）	公の機関発行の資格証明書（写真付） 在学証明書 日本国旅券（失効後6か月を経過したもの）	
A	日本国旅券（有効期間内又は失効後6か月以内） 運転免許証 船員手帳 猟銃・空気銃所持許可証 無線従事者免許証 官公庁職員身分証明書（写真付）	個人番号カード（マイナンバーカード） 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの） 海技免状 小型船舶操縦免許証 電気工事士免状 住民基本台帳カード（写真付） 身体障害者手帳（ラミネート加工等写真貼り替え防止措置のあるもの）										
B	健康保険証 共済組合員証 年金手帳又は証書 印鑑登録証明書（提出日前6か月以内に作成されたもの）及び登録印	国民健康保険証 後期高齢者医療被保険者証 基礎年金番号通知書	船員保険証 介護保険証									
C	会社の身分証明書（写真付） 学生証又は生徒手帳（写真付） 身体障害者手帳（写真貼り替え防止措置のないもの）	公の機関発行の資格証明書（写真付） 在学証明書 日本国旅券（失効後6か月を経過したもの）										
<p><b>5 前回取得した旅券</b></p>	<p>有効期間内の旅券は必ずお持ちください。（交付時に返納していただく必要があります。） 有効期間が切れている場合も可能な限りお持ちください。</p>											

### 住民票の写しが必要な方

○提出日前6か月以内に作成された個人番号（マイナンバー）の記載のないものをお持ちください。

- ・住民基本台帳ネットワークシステムでの検索を希望しない方（申請窓口でその旨お伝えください）
- ・転入届提出直後に旅券を申請する方
- ・香川県以外に住民登録をしていて一定の条件を満たす方（P4 2. 居所申請参照）

